

## Ⅱ 第8期川崎市男女平等推進審議会 ヒアリング結果報告書



## ヒアリング結果報告書

### 1 趣旨

「第3期川崎市男女平等推進行動計画～かわさき☆かがやきプラン～」の目標に関連した市の取組の中で、喫緊の課題をテーマとして取り上げ、川崎市男女平等推進審議会においてヒアリング評価を行い、更なる効果的な推進を図っていく。

### 2 平成30(2018)年度の対象テーマ

「川崎市DV防止・被害者支援基本計画」に基づく取組について

#### ～テーマに関する計画の施策事業～

目標 I 基本施策 2

施策 1 「ドメスティック・バイオレンスの防止と被害者支援の推進」

事業番号 13: DV被害者支援基本計画を推進し、配偶者等からの暴力による被害者の救済支援を実施します。

事業番号 14: ドメスティック・バイオレンスをなくすための啓発パンフレット等の作成、配布や情報提供を行います。

事業番号 15: ドメスティック・バイオレンスに関する講座や研修を実施します。

### 3 実施概要

(1) 実施主体 第8期川崎市男女平等推進審議会

第8期川崎市男女平等推進審議会DV防止・被害者支援基本計画改定部会

(2) 実施日及び内容

平成30(2018)年4月23日(月)【審議会】

- ・ヒアリングスケジュールの確認
- ・ヒアリングテーマの選定

平成30(2018)年6月11日(月)【審議会】

- ・ヒアリング対象事業等の選定
- ・ヒアリング質問項目の確認

平成30(2018)年7月3日(火)【部会】

- ・ヒアリング質問項目の確認

平成30(2018)年9月14日(金)【審議会と部会合同開催】

- ・ヒアリング調査の実施
- ・ヒアリングを踏まえた意見交換、評価の検討

平成30(2018)年11月16日(金)【審議会】

- ・ヒアリング結果の取りまとめ

#### **4 結果の取扱い**

行動計画の今後の取組に適切に反映し、効果的・効率的な推進を図る。市民に対する説明責任を果たすため、評価結果を公表し、評価の公正さと透明性を確保する。

## 5 ヒアリング結果による評価と提言

ヒアリングの調査結果を基に審議会で意見交換を行い、テーマに係る①評価と提言、並びに②ヒアリング対象事業・部署別評価を次のとおりまとめた。

### (1) テーマ「『川崎市DV防止・被害者支援基本計画』に基づく取組について」

#### ①評価と提言

DVは犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害である。被害者の多くは女性であり、その防止と被害者への支援を推進し、暴力の根絶を図ることは、男女共同参画社会を形成していく上での重要な課題となっている。川崎市のDV相談件数は増加傾向にあり、貧困や児童虐待など複数の問題を抱えるケース、面会交流や養育費など法的問題への対応が必要なケース、様々な事情から一時保護ではなく在宅に留まることを選択するケースなど、被害者の置かれている状況や被害者の望む支援は多様化している。

川崎市では、DV被害に迅速・適切に対応するため、DVに係る施策を総合的、体系的に位置付けた「川崎市DV防止・被害者支援基本計画」を、平成27(2015)年3月に策定した。平成28(2016)年度には、新たにDV相談支援センター（DV総合相談窓口機能）を整備し、相談、一時保護支援、自立支援、関係機関等の連携を行っているところである。

ヒアリングを通じ、DV相談支援センター（DV総合相談窓口機能）の設置によって、DV相談窓口の周知が可能となり、相談に繋がりやすい体制になったことを把握した。また、DV相談支援センター（DV総合相談窓口機能）が、被害者の気持ちの整理や支援に係る情報提供を電話相談で行うことで、より緊急性の高い相談を面接相談に円滑につなげることが可能となっており、相談体制が強化されたことを評価する。

しかしながら、DV相談支援センター（DV総合相談窓口機能）の相談件数は、平成28(2016)年度の設置以降増加傾向にあるものの、市の規模に鑑みると多いとは言えない。被害者の早期発見のため、今後DV相談支援センター（DV総合相談窓口機能）のさらなる周知を行うことが必要である。また、DV相談支援センター（DV総合相談窓口機能）の相談主訴内訳では、DV全般に係る問い合わせや、一時保護による子供への影響に関する相談など、「その他」の占める割合が高くなっており、相談内容の多様化が見られる。相談窓口においては、相談者や同伴児の状況を見極め、適切な支援に繋がるよう、関係機関で連携して対応していくことが重要である。

被害者に適切な支援を提供していくためには、被害者支援において中心的な役割を果たす相談員が業務に対し高い専門性を持つことが必要である。ヒアリングから、部署によって相談員の業務体制や支援の判断に係る組織的対応に差があることが把握された。専門性の高い相談員の安定的な確保に向けて、相談員が継続して働きやすい環境の整備が重要である。

ヒアリングから見てきた現状や課題を踏まえ、多様化するDV被害や支援へのニーズに対し組織的な対応ができるよう、DV相談支援センター機能の整理・充実や、相談員の働きやすい環境の整備に取り組むことを提言する。

DVの解消に向けては、被害者への支援を行うとともに、暴力防止への理解を広く市民に対し普及啓発していくことが重要である。

川崎市は、DV防止に向け、市広報物での啓発記事の掲載、啓発品の配布・作成、啓発講座の実施に取り組んでいる。特に、DV防止に向けては、若い世代へのDV防止啓発が重要となることから、毎年度、市内高校生及び大学生・専門学校生を対象にデートDV予防啓発講座を実施しているところである。またDVなど女性相談に寄せられる問題の解決に向けては、女性だけでなく、男性の意識啓発を図ることが重要である。このため平成28(2016)年度から男性総合相談を常設し、男性のさまざまな問題について、男女共同参画の視点から助言及び情報提供を行い、問題整理に向けた支援を行っている。

デートDV予防啓発講座については、参加者のアンケート結果から、デートDVに対する理解促進につながっていることが把握されるなど、一定の成果が見られることを評価する。しかしながら、現在は、高校生・大学生・専門学校生を対象にしており、DV防止に向けては、義務教育の段階から暴力を許さない教育や、DVに対する正しい理解を図るための教育が必要だと考える。デートDV予防啓発講座の対象については、今後中学生など、より若年層に向けた実施の検討を行うことが必要である。また、暴力を許さない社会の実現に向けては、教育の場だけではなく、働く場、地域など市民が暮らす生活の場で広く啓発を行うことが重要である。若年層に限らず、成人、企業など幅広い対象に向けて啓発活動をさらに推進していくことが必要である。

男性総合相談については、年間の相談件数は約100件で推移しており、うちDVに関する相談件数が5件程度含まれる状況となっている。DVに関する相談も含め、相談に対しては助言や情報提供に努めているところであり、様々な男性が相談に繋がるよう、今後、窓口を広く周知するとともに、相談支援体制の拡充を検討していく必要がある。

DVを許さない社会づくりに向けて、今後予防啓発の対象とする層の拡大や、内容の充実を図り、一層の普及啓発と暴力を許さない教育の推進を図ることを提言する。

## ②ヒアリング対象事業・部署別評価

### こども未来局

<p>事業概要</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成 28(2016)年度に、DV相談支援センター（DV総合相談窓口機能）を設置し、DV相談支援センター機能が整備された。現在は、DV相談支援センターを中心に、相談、一時保護支援、自立支援、関係機関等の連携を行っている。</li> </ul>
<p>事業への取組・実績</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>DV相談支援センター（DV総合相談窓口機能）が設置されたことで、DV相談窓口の周知が可能となり、相談に繋がりやすい体制になった。また、DV相談支援センターが、被害者の気持ちの整理や、支援に係る情報提供を行うことで、面接相談に円滑につなげることができている。</li> </ul>
<p>課題</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>DV相談支援センター（DV総合相談窓口機能）の相談内容からDV被害を受けていても経済的事情等から一時保護より在宅に留まっている被害者が潜在している状況が見られる。現状では相談支援・情報提供を行っているが、今後、被害者の多様なニーズを踏まえた支援のあり方などの検討が必要である。</li> <li>DV相談支援センター機能が、相談から自立までの一元的支援の提供や、多様化・複雑化するDV被害に対し組織的な対応ができるよう、機能の整理・充実が必要である。</li> </ul>
<p>意見</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>DV相談支援センター（DV総合相談窓口機能）への相談件数は、市の規模を考えるとあまり多くないと感じる。DV相談支援センターが一定の役割を果たしていることをふまえると、今後さらに周知が必要である。</li> <li>DV相談支援センター（DV総合相談窓口機能）の相談件数で「その他」の占める割合が高くなっており、相談の多様化を把握していく必要がある。</li> <li>相談員については、安定的な雇用の確保、研修等を通じた専門性の確保、民間との連携による専門性の確保が重要である。特に若年女性を対象としたSNS被害やJKビジネスなど、被害が多様化している状況があり、多様化する被害の対応に向けて今後業務内容がさらに拡大していく可能性がある。</li> <li>同伴児がいるケースで、近年、面会交流や養育費など法的問題への対応が必要なケースが多くなっている。</li> <li>DV家庭に育つ子どもについては、養育環境の支援に向けて児童相談所との連携が必要である。</li> </ul>

市民文化局人権・男女共同参画室

<p>事業概要</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・DV防止啓発に向け、市広報物での啓発記事の掲載、啓発品の配布・作成、啓発講座を実施している。若年層を対象にしたデートDV防止啓発については、毎年度、市内高校生及び大学生・専門学校生を対象にデートDV予防啓発事業を実施している。</li> <li>・平成 28(2016)年度から毎週水曜夜に、電話相談として男性総合相談を実施している。</li> </ul>
<p>事業への取組・実績</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高校生及び大学生・専門学校生を対象としたデートDV予防啓発講座については、アンケート結果からデートDVに対する理解促進につながっていることが把握されるなど、成果が見られる。</li> <li>・男性総合相談における相談件数は年間約100件となっており、うちDV相談件数が5件程度含まれる。</li> </ul>
<p>課題</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・デートDV防止啓発については、現在市内高校生までを対象に実施しているが、今後ニーズを把握しながら、対象を中学生に拡大する検討が必要である。</li> <li>・男性総合相談については、様々な男性が相談に繋がるよう、広く周知していく必要がある。</li> </ul>
<p>意見</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・男性総合相談におけるDV相談件数は、全体の5%程度に留まっており、DV対策として位置付けることが適切なのか、男女共同参画センターの事業として男性総合相談をどのように位置付けるのかも含め、今後検討が必要である。</li> <li>・教育委員会が現在中学生を対象に実施しているCAPプログラム(※)は、児童一人一人が暴力や権利侵害から自分の身を守るという点で、被害防止対策として有効ではあるが、まず加害者にならない教育も必要である。学校教育の中で、加害行為を防止する指導を検討していく必要がある。</li> <li>・DV防止に向けては、DVが重大な人権侵害であることを広く啓発することが重要である。</li> </ul>

(※) CAPプログラムは、「Child Assault Prevention (子どもへの暴力防止)」の頭文字をとったもので、子どもが自分自身の権利について理解し、その権利を奪おうとするあらゆる暴力に対し、自分を守る力をつけるための実践的プログラムです。



## 6 ヒアリング結果概要

### (1) テーマ「『川崎市DV防止・被害者支援基本計画』に基づく取組について」

**目標 I** 男女の人権尊重および男性・子どもにとっての男女共同参画の推進

**基本施策 2** 女性に対するあらゆる暴力の防止と被害者への支援

**施策 1** ドメスティック・バイオレンスの防止と被害者支援の推進

**事業番号 13** DV被害者支援基本計画を推進し、配偶者等からの暴力による被害者の救済支援を実施します。

**事業番号 14** ドメスティック・バイオレンスをなくすための啓発パンフレット等の作成、配布や情報提供を行います。

**事業番号 15** ドメスティック・バイオレンスに関する講座や研修を実施します。

#### 【担当部署 市民文化局人権・男女共同参画室・こども未来局】

#### ○所管室課への事前質問

##### 1 DV相談支援センター（DV総合相談窓口機能）について

- ・DV相談支援センター（DV総合相談窓口機能）の相談内容の中で「その他」が平成28(2016)年度の18件から、平成29(2017)年度85件と多くなっている理由、及び「その他」に分類される内容事例について。

答)「その他」85件については、①DV法全般についての問い合わせ、そもそもDVとは何か(55件)、②離婚したり逃げたりした後の養育不安や、家庭内でDVを見ている子どもの心についての将来への影響など(10件)、③離婚したり逃げたりした後に使えるひとり親の福祉制度(児童扶養手当)や生活保護についての問い合わせ(10件)、④主訴がはっきりしない、苦情等(10件)となっています。今年度の資料も昨年度にならって相談内容の主要な項目で分類しましたが、「その他」が多くなっています。DV相談が多岐に渡った内容になってきていると感じています。

- ・統計や相談内容について他市と比べ川崎市に特徴的と思われる傾向(相談者の属性、相談内容、相談件数と保護件数の数)

答)県内の関係機関連絡会では、他市でも相談件数は年度ごとに増減し、傾向にも波があることが報告されています。川崎市は昨年と比べて増加していますが、この傾向が続くかどうかはわかりません。他市でも予測が立てづらいという声が多くなってお

り、そのため特徴をあげるのが難しくなっています。印象としてではありますが、DV被害によるメンタルケアやカウンセリングの必要がある相談者が増えているのではないかと感じています。具体的に保護や分離等の動きをしない相談者が何度も相談をしていて、相談員は相談者の気持ちを大切に扱っています。そのため急かされることなく何度でも相談することができるようになっています。

- ・ **川崎市内と市外からの相談状況（市内からの相談が多いのか、それとも市外からの相談が多いのかなど）**

答）統計で市外からの相談か、市内からの相談かという項目はありませんが、住民登録が川崎市にない市外からの相談は、相談員の実感としては2割程度であります。

- ・ **開設時間（平日 9:30～16:30）以外の時間帯の開設ニーズの有無と時間外の対応状況**

答）時間外には「いのちの電話」に相談する、と言っている相談者など、電話相談希望者にとってはその他時間帯の開設ニーズはあります。時間外の対応については現況、警察の対応となっています。

- ・ **DV相談支援センター機能の設置によって強化された取組や、課題を踏まえて今後充実に検討している取組**

答）相談の窓口が広がったことにより、今まで相談につながらなかった被害者が少しずつ相談につながっているのではないかと感じています。特にDV相談支援センター

（DV総合相談窓口機能）の相談員は経験と技術が高く、相談者の意向に沿った話の聴き方をしています。そのため、決心（分離するにしても同居を続けるにしても）がつかない相談者の複数回の相談、カウンセリング的な対応によって、これまで相談の敷居が高い方でも相談できるようになり、被害者にとって必要な情報や支援が受けられるようになったことが強化された点としてあります。一方で、課題としては、危機介入度をトリアージ（特定の基準に従い、優先順位を決めること）し、適切な窓口を紹介するという機能とは異なるニーズの相談者が来ているという現状があります。また、男性からの被害相談、加害者からの相談も少しずつ増えてきており、これらの対応については今後検討が必要だと感じています。

## 2 相談支援について

- ・ **相談員研修の企画実施にあたって留意していること（内容や講師について）**

答) 相談者の安全を確保することに留意しています。そのため、連携の多い関係部署と制度、動き方等の情報交換を行い、スムーズな連携ができるような内容にしています。また、講師については、実践経験の豊かな施設職員のほか、医師や弁護士にも依頼しました。事例検討におけるスーパービジョン（ソーシャルワーカーの資質の向上のため、熟練した指導者が示唆や助言を与えながら行う教育）のほか、DVの心理的なメカニズムや、家庭問題に関する法制度の理解をすることによって、ケースワークの質的向上を図っています。

・相談員から寄せられる研修のニーズ

答) 生活保護、児童扶養手当等の福祉制度に関する研修、戸籍や支援措置に関する研修、女性保護施設に関する情報（施設見学）、精神疾患の基礎知識、DV防止法や離婚調停の流れや子どもの面会交流の取り決め方法などに関する研修のニーズがあります。

・外国人被害者相談が占める割合、国籍内訳、及び通訳等の体制と運用方法、概況

答) DV相談支援センター（DV総合相談電話窓口機能）における平成 29(2017)年度の外国人相談者は0件です。

・相談員の確保・育成、待遇（雇用や委託等）の現状

答) 相談員の確保については、ハローワーク、社会福祉協議会等への求人を随時行っています。

育成については、月1回の相談員連絡調整会議を設け、研修を行っています。また、県の相談員向け研修にも積極的に参加してもらっています。任用については、主管課であることも未来局が関係部署と連携しています。

・相談員の確保・育成に関して、改善・強化する計画やその検討をしているか、検討している場合の方向性について

答) 相談員の確保については、川崎市ホームページ、ハローワーク、福祉人材バンク、日本精神保健福祉士会を通じて求人広告を出していますが、人材の確保には苦労しています。育成については、研修の充実を図っており、関東甲信越ブロック女性保護事業研究協議会等市外の研修に全相談員を参加させるなどを行っています。

・相談員の採用基準（資格の有無、経験など）

答) 相談員の資格については、社会福祉士または精神保健福祉士であるのが望ましいとしていますが、資格がなくても応募はできます。資格が無くても採用されている相談員はいます。経験についても、未経験の方はいます。ただ、行政の相談の経験もな

く、資格もない、という方は非常に少数となっています。

・川崎市男女共同参画センター（すくらむ21）の相談事業（女性総合相談と男性総合相談）とDV相談センターの連携状況

答）川崎市男女共同参画センターは、平成28(2016)年8月5日にDV相談センターを訪問し、研修を実施しました。平成30(2018)年度はサポートグループ相談事業に関するチラシ配架・周知を依頼しました。

・男性総合相談の実施状況（総相談件数及びDV相談件数、相談内容）

答）

総合相談件数及びDV相談件数

	平成28年度	平成29年度	平成30年度(～7.31)
男性相談件数	104	103	45
うちDV相談件数 (被害者・加害者)	5 (3・2)	6 (2・4)	0 (0・0)

主訴別相談内容

	夫婦の問題	家族の問題	生き方	人間関係	性・こころと体	暴力・犯罪(被害)	法律・暮らし	仕事	その他	暴力・犯罪(加害)	暴力・犯罪(第三者)
平成28年度	19	6	5	13	12	4	1	4	38	2	0
平成29年度	19	7	2	16	14	4	5	4	28	4	0
平成30年度 (7.31まで)	9	2	4	2	7	1	0	2	17	0	1

3. 一時保護支援と被害者の安全確保について

・被害者への自立支援における区内での連携体制

答）自立支援については、相談員がハローワークやアパート探しなどで同行支援を行っています。また、相談員が保護課と連携し、「だいJOBセンター」等も活用しながら就労支援や自立支援を行っています。その他として、区の障害者支援担当と連携して医療面を整えたり、場合によっては通所サービスの利用等につなげたりすることもあります。また、区の児童家庭課と連携し、ひとり親の利用できる制度の案内を行っています。

・被害者の自立支援における県内での連携体制

答) 県内の場合は主に県女性相談所等の施設との連携が主となります。施設職員から生活の様子を丁寧にヒアリングし、アパート設定や福祉制度の利用、支援措置に関する助言を受けて、相談員が被害者に最適な形で自立できるよう支援しています。

・同伴児への心のケアと就学支援実施状況

答) 同伴児への心のケアとしては市内では児童相談所が考えられます。施設によっては心理士が配置されることもあり、心理士の助言を受けながら相談員が児童相談所等と連携して行っています。就学支援については、区の教育担当と連携しながら、子どもの実情に合わせて学校での受け入れをお願いしています。

4. DV防止に向けた啓発について

・高校生・大学生・専門学校生を対象としたDV防止啓発ワークショップ実施状況

答)

	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
	実施回数	参加者人数	実施回数	参加者人数	実施回数	参加者人数
大学・専門学校	5	398	6	353	5	371
高校生	3	901	1	80	2	180

・ワークショップ参加者からの反応（アンケート結果）

答)

【大学・専門学校】

大学生・専門学校生を対象にしたワークショップのアンケートの自由記載欄では、男女ともに「デートDVという言葉は知っていたが、具体的な内容までは知らなかったのが勉強になった」など、ワークショップによってデートDVへの理解が深まったとするもの、「自分自身が被害者にも加害者にもならないように気を付けたい」「友人に被害者がいれば、声をかけたい」など、防止に向けてより意識的になったとするものが大半を占めます。およそ1回のワークショップにつき一人程度、女性を中心に過去もしくは現在の被害経験を書く方がいます。被害内容は、精神的暴力、社会的隔離、性的暴力など様々であり、「ワークショップ中何度も思い出して辛かった」「当時の自分が何と言われたら救われていたのか、自分で見つけることも難しい」といった感想

が見られます。また、「今から思えば相手を束縛していたのではないか」など、加害者の視点からの過去の経験の振り返りも見られます。

男女の違いとして、女性は自分や友人の経験など、男性より被害経験の記載が多い傾向があります。対して、男性は、「どのような範囲までがデートDVであるのかを考えることは難しい」など、加害のラインに悩むものなどの記述が見られます。

「デートDV」という言葉を、このワークショップを受ける前から知っていたとする大学生（平成29年度受講者）の割合は、女性で74%、男性で70%となっています。

#### 【高校生】

高校生向けのデートDVの講座については、市立高校の生徒を対象に毎年度実施しています。平成29(2017)年度の1校に対し、平成30(2018)年度は3校の申込みがありました。講座実施後の生徒の声からは、「普通にあまり考えたことのない事を考えるよい機会になった」、「(他人は)自分の思い通りにいくおもちゃではないことや、自分ではよいと思っていたことも相手にとってはDVになっていることが分かった」などデートDVに関する理解が深まったことが伺えます。

デートDVの言葉も意味も知っていた生徒は25.5%、聞いたことはあった38.3%、知らなかった生徒は31.9%となっています。

#### ・成人を対象としたDV防止啓発実施状況

答) 毎年度11月の人権週間に市政だよりでDVに関する記事の掲載や、アゼリア広報コーナー・区役所・市民館でDV防止に向けたパネル展示等を行っています。平成27(2015)年度からは、新成人に配布する「成人の日の集い」パンフレットに、DV防止に向けた記事を掲載しています。その他、DV予防啓発品(しおり)を作成し、区役所や図書館、男女共同参画センターでの配布を行っています。

また、川崎市男女共同参画センターでは、毎年度実施する大学生インターンシッププログラムの中で、DV予防啓発講座を実施しています。一般市民に向けては、平成29(2017)年度にかながわ男女共同参画センターと共催でDV気付き講座「DVモラハラってどんなこと？」を開催し22名の参加がありました。

#### ・加害者対策の現状(加害者対策の検討状況、カウンセリングなど更生支援の実施の有無)

答) 加害者対策が重要であるとの認識はあり、今年度のDV防止・被害者支援基本計

画研修では、加害者側の研究も行っている講師による「DVの包括的な理解と対応」というテーマで研修を開催しました。しかし、まずは被害者支援を第一にして相談員が対応しています。加害者に対するカウンセリングなどの更生支援は行っていません。

## ○所管室への当日質問

### 1 DV相談支援センターについて

- ・DV相談支援センターの開設以降、これまでの運営の中での課題感について  
(相談から自立までのワンストップ機能の整備状況など)

答) DV相談支援センター機能は、既存の相談機能に加え、平成 28(2016)年度にDV相談支援センター(DV総合相談窓口機能)を整備し現在の形になりました。DV相談支援センター(DV総合相談窓口機能)の相談員は、相談者の意向に沿いながら、相談者に必要な情報や、相談者自身が希望する相談窓口につながるよう働きかけをしています。相談者の中には、複数回かけてきたり、カウンセリングに近い会話になることもあります。最終的に本人が希望する支援に結び付けるようにしているため、本人の想定とは違ったといったミスマッチは減少しています。

相談支援は、本人の意向を確認しつつ、一時保護や転居など、自立までの一定の支援を行っていますが、個別に事情があってシェルターには入れない場合など、支援の流れに組み込み切れていない人がいることが課題だと考えています。

- ・DV相談支援センター(DV総合相談窓口機能)と相談機能の連携について

答) 相談員で毎月連絡調整会議を行っており、様々なケースの情報共有をしています。

- ・一時保護をためらい、在宅に留まっている被害者への対応について

答) 今の生活を捨てられないといった理由で一時保護に至らないケースについて、まず被害者自身にDV被害者であるという認識を促し、状況の危険性や一時保護の必要性を説明し、次の段階への支援を働きかけています。ただ、本人の意向に沿わない支援をすることはできないため、今後の課題として認識はしていますが、具体的な解決策は見えない現状です。

## ②相談支援について

### ・相談員の人材育成（スキル継承、若手育成）に関する課題について

答）相談員は、専門的な業務を担っており、人材育成として、毎月相談員連絡調整会議を実施し、「支援措置」「精神科医療の基礎」「弁護士との情報交換」「事例検討」「マイナンバー」等の研修を行っています。庁内外の講師を招いて研修を実施することにより、関係機関との共通理解が生まれ、連携はスムーズになったと思います。また、DV特有のメカニズムについて理解が促進されたと感じています。ただ、経験の浅い相談員に対するスキルの継承は、引き続き、課題となっています。

### ・相談員研修を実施した効果（苦情が減った、連携がスムーズになった等）

答）相談員研修を実施することで、関係機関との共通理解が生まれ、連携がスムーズになりました。また、DV特有のメカニズムなどの理解促進に繋がっていると感じます。

### ・一時保護の判断について（被害者の意思の把握、シェルターに入れられない場合の対応、民間団体との連携等）

答）一時保護の判断については、一時保護施設的环境や連絡等の制限、子どもの転校などについて説明し、緊急度・加害者の追及度、家族支援の有無、相談者の意向等、そのほか病歴・受診の有無を確認の上協議を行い決定しています。

### ・加害者対策検討における課題について

答）加害者対策として、平成30(2018)年度はDV防止・被害者支援基本計画研修として、加害者更生プログラムを実施している外部講師を招いて「DVの包括的な理解」をテーマにした研修を実施しました。加害者更生プログラムについては、相談員の理解を促進し、相談者にも情報提供を行っていますが、加害者の参加までは強制できないのが実情となっています。

### ・DV防止の観点から見た、男性総合相談実施の課題について

答）男性総合相談では、DV被害者と加害者両方からの相談に対応しています。DVに関わる相談については、相談件数約100件の内、5、6件となっています。相談があった場合は、相談の内容を踏まえ、市や県の配偶者暴力相談センターを次の段階に向けた支援として情報提供しています。

DV防止の観点から見た課題としては、まず情報提供できる支援の場が乏しいことがあります。特に、加害者相談に関しては、現在公的な機関で実施するものはないた



め、加害者更生プログラムなど、民間団体等の支援については、参考までに紹介することに留まっています。また、電話相談という性質上、その後支援に繋がったのかフォローアップが難しいことや、相談者の意に沿わないと電話終了となってしまうため、加害者と思われる相談者に対しても、相談者の立場に立ちながら応対する等の技術的に難しい判断が求められます。

### ③一時保護支援と被害者の安全確保について

#### ・DV相談支援センター設置以降の自立支援における課題について

答) 被害者の自立支援については、相談員が自立に向けて、経済的な面について生活保護担当課と連携しながら支援を実施しています。転居先についても、継続しながら相談支援を行っています。安定した将来に向け、収入を得て自立していくという点が大きく、経済的にどのように自立につなげるかが課題となっています。

#### ・同伴児への支援の課題について

答) 同伴児の支援については、児童相談所と連携しながら、一時保護等を行っています。学校生活については、区の教育担当と連携しています。

#### ・被害者への心のケアについて

答) 心理職の職員がおり、相談窓口である程度心理的支援を実施しています。必要に応じ、市の精神保健福祉センターと連携し、最終的には、医療機関につなげています。

#### ・子どもへの心のケアについて

答) 児童相談所に児童精神科医がおり、児童相談所を紹介しています。

### ④DV防止に向けた啓発について

#### ・デートDV防止対策の対象を中学生まで広げる検討について

答) デートDV予防啓発講座は、現在高校生・大学生・専門学校生を対象に実施しています。今後、デートDV予防啓発講座の対象を中学生に拡大するに当たっては、ニーズ等を勘案しながら、使用する教材等を含め検討が必要だと考えています。なお、デートDVに特化したものではありませんが、中学生を対象に実施している暴力防止プログラム(CAP)の中では、人権意識の醸成や性暴力などの暴力にあった時の自己防衛法を取り扱っています。

## ○ 委員意見

- ・DV相談支援センター（DV総合相談窓口機能）は相談件数が少ない印象をうける。ヒアリングから、DV相談支援センターが相談の主訴をよく把握し、適切に連携を進めていることがわかった。そうした取組が今後さらに広まっていくよう、周知が必要である。
- ・DV相談支援センター（DV総合相談窓口機能）につながる被害者の中には、緊急性が高く一時保護が必要なケースより、離婚したら暮らしていけるのか、自分の被害はDVなのかなど逡巡するケースが多いことが把握された。そうした被害者に対しどのような支援をしていくのか、検討が必要だと感じる。
- ・DV相談支援センター（DV総合相談窓口機能）の相談主訴の中で「その他」が一番多くなっており、その中に被害者の様々なニーズが表れている可能性がある。今後「その他」の具体例を把握して欲しい。
- ・相談員の雇用については、今後の動向を相談員も懸念している状況が把握された。相談員の安定的な雇用体制の確保に向けた検討については、提言に入れてほしい。
- ・相談員の安定的な雇用の確保とともに育成も重要である。若年層を対象としたSNS被害やJKビジネスなど、被害が多様化している状況があり、様々な相談に対応するために専門性を確保していくことが重要となる。
- ・全体的な提言としては、DV相談支援センター（DV総合相談窓口機能）が設置されたことで成果もあるが、一部運用の中で、一時保護の決定が組織的に対応できていない部分があるなど制度が浸透していないということがある。
- ・国際的には、DVは職場の問題・働く人の問題でもあるという認識が形成されつつある。
- ・デートDV予防啓発については、高校2年生は必須など、全生徒が最低1回でも受講できるような制度になるとよい。
- ・道徳や総合の時間で、加害者にはならず相手の立場にたって行動できるようにするための指導があるとよい。

- ・中学生に対してデートDV予防啓発が実施されるとよい。
- ・男性相談の内容は、職場や家族の問題が多く、DV相談は少ない。今後男性相談をDV防止・被害者支援基本計画上どのように位置付けるかは検討が必要である。

## 7 川崎市男女平等推進審議会について

### (1) 権 限

- ア 男女平等推進行動計画の策定・変更に際し、意見を述べる。(条例第8条)
- イ 男女平等の推進に関する重要事項の調査審議(条例第17条)

### (2) 組 織

#### 第8期川崎市男女平等推進審議会

任 期：平成29(2017)年4月1日～平成31(2019)年3月31日

委員数：13人(女性7人、男性6人)

- ・男女いずれか一方の委員数が委員総数の4割未満とならないようにする。
- ・市民のうちから委嘱される委員は、公募によるものとする。

### (3) これまで実施したヒアリング

実施日	対象等
平成22(2010)年 7月1日(木)	<b>第2期行動計画</b> 柱Ⅳ－基本施策14 男女共同参画推進員の活動の充実 【局・区の男女共同参画推進員】
平成23(2011)年 8月26日(金)	<b>第2期行動計画</b> ① 柱Ⅰ－基本施策1 性に基づく人権侵害の根絶に向けた取組の充実 【男女共同参画センター、川崎区役所保健福祉サービス課】 ② 柱Ⅱ－基本施策5 豊かな生活のための時間と空間の確保への支援及び基本施策6 子育てを支える環境の充実 【上下水道局庶務課及び育児休業を取得した男性職員】
平成24(2012)年 9月19日(水)	<b>第2期行動計画</b> ① 柱Ⅳ－基本施策12 政策・方針決定過程への女性の参画促進【総務局人事課、課長職の女性職員】 ② ひとり親世帯への施策【市民・子ども局子ども本部子ども福祉課、健康福祉局生活保護・自立支援室】
平成25(2013)年 10月2日(水)	<b>第2期行動計画</b> ① 柱Ⅰ－基本施策2 DV被害者支援対策について【市民・子ども局子ども本部、区役所所管課】 ② 柱Ⅲ－基本施策8 子どもからおとなまで、生涯を通じた教育や学習・研修のための環境の整備【教育委員会事務局人権・共生教育担当、生涯学習推進課】
平成26(2014)年 8月22日(金)  9月24日(水)	<b>第2期行動計画</b> ① 柱Ⅱ－基本施策4 事業者による男女共同参画の取組と、男女共同参画の視点における市内企業・事業所の現状と課題及びそれらを踏まえた市の取組について【一般社団法人 中原工場協会、経済労働局労働雇用部】 ② 柱Ⅳ－基本施策11 かわさき男女共同参画ネットワークの検証と活用について【市民・子ども局人権・男女共同参画室】

<p>平成 27(2015)年 9月2日(水)</p>	<p><b>第3期行動計画</b>  (1)男性の子育て・地域活動への参加促進について  ① 目標Ⅰ基本施策3 施策3 男性が地域活動に参画できる環境づくり  【教育委員会事務局生涯学習推進課】  ② 目標Ⅲ基本施策1 施策1 地域活動における男女共同参画の促進  【高津区役所生涯学習支援課】  (2)男女共同参画の視点を取り入れた防災対策について  目標Ⅲ基本施策1 施策3 防災・まちづくり分野における男女共同参画の  推進と女性の参画の拡大  【総務局危機管理室、中原区役所危機管理担当】</p>
<p>平成 28(2016)年 9月1日(木)</p>	<p><b>第3期行動計画</b>  ① 目標Ⅰ基本施策3 キャリア在り方生き方教育における男女共同参画の視  点について  【教育委員会教育改革推進担当】  ② 目標Ⅱ基本施策2 科学技術・学術分野における男女共同参画の推進  と女性の参画の拡大  【経済労働局企画課、労働雇用部】  【教育委員会事務局総合教育センターカリキュラムセンター】</p>
<p>平成 29(2017)年 7月31日(月)</p>	<p><b>第3期行動計画</b>  特定事業主行動計画に基づく市内の女性活躍に向けた取組について  目標Ⅱ基本施策1 施策2 女性職員の職域拡大、能力向上と登用の推進  目標Ⅱ基本施策3 施策2 育児・介護休業制度などの定着と利用促進  【総務企画局人事部人事課】</p>
<p>平成 30(2018)年 9月14日(金)</p>	<p><b>第3期行動計画</b>  「川崎市 DV 防止・被害者支援基本計画」に基づく取組について  目標Ⅰ基本施策2 施策1 ドメスティック・バイオレンスの防止と被害者支援の  推進  【市民文化局人権・男女共同参画室、こども未来局】</p>

## 第8期川崎市男女平等推進審議会委員名簿

(50音順、敬称略)

	氏 名	所 属
1	あべ ひろこ 阿部 裕子	NPO法人かながわ女のスペースみずら
2	おがた やすのぶ 尾形 泰伸 ○	武蔵大学
3	かとう しゅういち 加藤 秀一	明治学院大学
4	かとう ちえ ◎ 加藤 千恵 (H29. 4. 1～H30. 3. 31) かいのう たみえ ◎ 戒能 民江 (H30. 4. 1～)	京都光華女子大学 同大学女性キャリア開発研究センター  お茶の水女子大学
5	かなどう せいこ 金堂 聖子	市民（公募）
6	おくだ けんじ 奥田 憲司 (H29. 4. 1～H29. 5. 25) きすの ちえこ 來住野 千恵子 (H29. 7. 1～)	市民（公募）
7	ながお ひろみ 長尾 ヒロミ	川崎市PTA連絡協議会
8	なかほら ひでき 中原 秀樹	市民（公募）
9	のせ たけし 埜瀬 武 (H29. 4. 1～H29. 7. 31) こいずみ ゆきひろ 小泉 幸洋 (H29. 8. 1～)	川崎商工会議所
10	みやざわ たかし 宮澤 孝	川崎地域連合
11	むらやま ひとし 村山 均 (H29. 4. 1～H29. 7. 14) おかの としあき 岡野 敏明 (H29. 7. 15～)	川崎市医師会
12	やばた まさこ 矢端 雅子	川崎市ケーブルテレビ協議会
13	ゆやま かおる 湯山 薫	神奈川県弁護士会